

令和8年度 結婚新生活支援事業補助金のお知らせ



町では、新婚生活を始めるご夫婦を応援するため、新居費用や引越し費用の一部を補助する制度を設けました。制度の主な内容は以下の通りです。(この事業は、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した事業です)

【新婚世帯】 次のすべての要件を満たす方

【継続世帯】 前年度補助上限に達しなかった方で、4・5・7・8に該当する方

1. 令和8年3月1日から令和9年3月17日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦

2. 夫婦ともに婚姻日における **年齢が39歳以下**

3. 夫婦の令和7年中における **所得の合計額が500万円未満の世帯 (収入目安：約677万円程度)**

※貸与型奨学金の返済をしている場合には、その額を引いた額 (所得証明書と同一期間の返済額)

4. 補助金の申請及び交付の日において壬生町に住所があること

5. 他の公的制度による補助等を受けていないこと

6. 過去にこの制度による補助金を受けていないこと

7. 町税を滞納していないこと

8. 壬生町暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない者

9. **ライフデザイン支援講座等を夫婦ともに受講すること (詳細は公式ホームページに掲載)**

【助成の対象となる費用】

令和8年4月1日から令和9年3月17日までに補助対象者が支払った下記の費用が対象です

○住宅取得費用 (土地の購入費は対象外) 及びリフォーム費用

○賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料等

(ご夫婦名義での契約のみ・家賃・共益費は最大6ヶ月分まで)

○引越し費用 (引越し業者又は運送業者へ支払った金額)

【補助金額】 夫婦ともに39歳以下であって

夫婦の年齢が**ともに29歳以下の世帯：最大60万円**

それ以外の世帯：最大30万円

※継続世帯の場合は、前年度補助上限額との差額分

※1,000円未満の端数を切り捨てた額を助成

【申請時に必要な書類】

1. 補助金交付申請書・概要書・補助金交付請求書

2. 婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)

3. 住宅の売買契約書、請負契約書又は賃貸借契約書の写し

4. 住宅費用を支払ったことが分かる書類 (領収書、通帳等の写し)

5. 引越し費用を支払ったことが分かる書類 (領収書、通帳等の写し)

6. 令和8年度の所得証明書 (ご夫婦2人分) ※源泉徴収票ではありません

7. 住宅手当支給証明書 (賃借料の場合)

8. 貸与型奨学金の返済額が分かる書類 (該当する場合のみ添付)

9. 町税に滞納がないことの証明書

10. 講座受講状況確認書…等 ※申請書類やその他詳細は、壬生町HPをご覧ください



申請期限：補助金の交付申請額が予算額に達した時点 (又は令和9年3月17日 (水))

申請・お問合せ先

壬生町住民福祉部こども未来課 子育て支援係 ☎0282-81-1864